

目 次

○第1号（11月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第63号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	4
日程第 4 議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正 する条例	8
日程第 5 議案第65号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	9
日程第 6 議案第66号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）	11
日程第 7 議案第67号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第3号）	13
日程第 8 議案第68号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）	14
日程第 9 議案第69号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）	16
町長挨拶	17
閉 会	17

平成28年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成28年11月30日（水曜日）

議事日程 第1号

平成28年11月30日（水曜日）9時30分開議

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第63号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 4 議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 議案第65号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 議案第66号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 7 議案第67号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 8 議案第68号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 9 議案第69号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・討論・表決)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成28年第3回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、臨時会が議員各位の出席のもと開会できることに心から感謝を申し上げます。

先週には、例年より早い雪に見舞われました。平成26年2月の大雪が思い起こされ、寒さの厳しい冬になるのではないかとということで、危惧をしているところでもあります。

12月定例会を間近に控えて、臨時会を開催していただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う議案7件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

どうか議員の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。大変お世話さまになります。

議長（岸 祐次君） これからお手元に配付してあります議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において6番竹内憲明議員、7番高山武尚議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程表は配付のとおりです。

日程第3 議案第63号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第3、議案第63号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第63号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本議案は、去る8月8日、人事院が一般職の国家公務員の給与改定の実施について勧告しました。これを受け、政府は給与関係閣僚会議等における検討の結果、10月14日に人事院勧告どおり本年度の一般職国家公務員の月例給及び勤勉手当の引き上げを閣議決定いたしました。

地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえ、地域における民間企業等の状況を勘案して適切に対処することの地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言が国、県から示されました。

本議案は、吉岡町においても官民格差の是正を求めた人事院勧告に準拠するため、職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明させていただきます。

本議案の改正の主な内容としましては、勤勉手当の支給率及び職員給与表の水準の引き上げ、職員の昇給・昇格等に係る勤務成績判定期間後の懲戒処分に関する考慮規定の追加、また扶養手当の見直しに係る改正でございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

まず最初に、第1条による改正の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左の新が改正案で、右の旧が現行となっております。下線部を改めるものでございます。

第21条第2項、勤勉手当の支給についてでございます。官民給与の格差から見ると、民間の支給割合が4.32カ月に対し、公務員の支給割合が4.2カ月と、0.12カ月の差があるとされていることから、年間一時金支給割合を0.1カ月分引き上げるものでございます。

新旧対照表の1ページ、中段より一般の職員の支給割合を「100分の80」を「100分の90」に、特定幹部職員は「100分の100」を「100分の110」に、また再任用職員は「100分の37.5」を「100分の42.5」に、再任用職員における特定幹部職員該当者にあつては「100分の47.7」を「100分の52.5」に引き上げるものでございます。

続きまして、一番下の行になります。附則第21項でございますけれども、勤勉手当の支給割合の引き上げに伴いまして、特定職員55歳以上の課・局長に対する平成30年3月31日までの間の勤勉手当減額率をそれぞれ引き上げるものでございます。この勤勉手当支給割合等の改正は、本年12月に適用されるものとなります。

次に、2ページから12ページまでは別表第1、吉岡町職員給与表の改正でございます。官民格差に基づく給与水準の改定で、民間初任給との格差是正のため、若年層に適用される月例給について1,500円程度の引き上げ、その他はそれぞれ400円程度の引き上げを基本に、平均0.2%の引き上げの改定でございます。

新旧対照表の2ページから10ページの別表をごらんいただきますと、1級から3級までの各号当たり引き上げ額が400円から1,500円、4級においては400円から1,200円、5級におきましては400円から900円、6級においては400円から700円となります。

例えば、4ページの中ほどをごらんいただきたいと思いますけれども、1級25号につきましては、大卒初任給になりますけれども、現行17万6,700円ですけれども、改定後は17万8,200円で、1,500円の引き上げとなります。そのまま右にずれて見ていただき、表の一番右の6級25号においては、現行36万6,500円を改定後は36万6,900円と、400円の引き上げとなります。

なお、この別表につきましては平成28年4月から遡及適用される給料表でございます。

続いて、新旧対照表の第2条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

第5条第3項及び第4項につきましては、職員の昇給に係る勤務成績判定期間中及び期間終了後の懲戒処分等を勤務成績判定に反映させることができるようにするための改正で

ございます。

次に、第10条及び第11条につきましては、扶養手当の見直しに関するものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額にするため減額し、子に係る手当額を引き上げるために行う改正でございます。2ページの第10条第2項で扶養手当支給対象となる親族について改正し、第3項について配偶者に係る手当額を1万3,000円から他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額し、子については1万円に改正するものでございます。

第11条につきましては、第10条の改正に伴う所要の改正で、手続的な内容となります。第1項は扶養親族についての届け出事項、3ページ、第2項においては扶養手当の開始終了時期、また4ページ、第3項は扶養手当支給額の改定時期に関する改定となります。

続いて、5ページをごらんいただきたいと思います。

第21条第2項の勤勉手当でございます。先ほど第1条による改正で、平成28年12月に0.1カ月分引き上げた分を平成29年度以降の6月と12月に0.05カ月分引き上げて支給するための改正でございます。一般の職員にあっては「100分の90」を「100分の85」に、特定幹部職員にあっては「100分の110」を「100分の105」に、再任用職員にあっては「100分の42.5」を「100分の40」、再任用職員で特定幹部職員該当者にあっては「100分の52.5」を「100分の50」に改定するものでございます。

続きまして、附則の第21項についても同様に勤勉手当支給率の改定に伴い、55歳以上の課・局長に対する平成30年3月31日までの間の勤勉手当減額率を第1条による改正で引き上げた率を、平成29年度以降の6月と12月に振り分けて支給するための改正でございます。

これら勤勉手当支給率等の改正は、平成29年4月1日以降に適用されるものとなります。

続きまして、議案書7ページをごらんいただきたいと思います。

議案書7ページの下段、附則第1条は施行期日でございます。この一部改正条例の適用期日に関する規定であり、第1項の前段ではこの改正条例を公布の日から施行するものでございます。

そして、後段のただし書き以降では、第2条による改正及び附則第3条の規定は施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

次の第2項では、第1条による改正後の給与条例の適用を平成28年4月1日から適用

するものでございます。

第21条及び附則第21項の改正で、勤勉手当の支給率等を平成28年12月に適用させます。また、平成29年6月以降の勤勉手当の支給率等の改正、職員の昇給に係る勤務成績判定期間後の懲戒処分に関する考慮規定の追加、また配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額の引き上げに係る改正及び附則第3条「平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置」につきまして、平成29年4月1日から適用するものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

附則第2条は、今回の改正による給与の内払い規定でございます。

続きまして附則第3条は、扶養手当の見直しに係る平成30年3月31日までの経過措置でございます。配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げるとともに、子に係る扶養手当を段階的に引き上げるため、改正後の給与条例第10条及び第11条を読みかえるための規定でございます。具体的には、現在の配偶者に係る扶養手当の額1万3,000円を平成29年度には1万円、平成30年4月1日から6,500円とし、現在の子に係る扶養手当の額6,500円を平成29年度には8,000円、平成30年4月1日からは1万円として、段階的に額を変更するものでございます。そして、この経過期間についての扶養親族に係る届け出事項、扶養手当支給の開始と終了時期、扶養手当支給額の改定時期に関することについても、読みかえ規定として適用されているものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第63号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(岸 祐次君) 起立多数です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長(岸 祐次君) 日程第4、議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 提案理由を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の改定をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長(岸 祐次君) 小渕総務政策課長。

[総務政策課長 小渕 莊作君発言]

総務政策課長(小渕 莊作君) それでは、説明させていただきます。

吉岡町職員の給与改定に準じまして、特別職の職員の期末手当を0.1カ月分引き上げる改定をお願いするものでございます。

人事院勧告は、勤勉手当の引き上げを勧告しておりますけれども、元来特別職及び議員には勤勉手当はございません。しかしながら、職員の勤勉手当を期末手当に置きかえ、職員と同様に改定するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表の見出しにあります第1条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

第4条第2項の期末手当の支給割合でございます。本年12月で0.1カ月分引き上げ、「100分の217.5」を「100分の227.5」に引き上げるものでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、新旧対照表の見出し第2条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年4月1日以降の期末手当の支給割合について、先ほど説明させていただきます

した第1条による改正の平成28年12月支給分を0.1カ月分引き上げた分を、平成29年6月、12月にそれぞれ0.05カ月分振り分けるための改正でございます。6月については「100分の202.5」を「100分の207.5」に引き上げ、改正条例第1条で引き上げた12月の支給割合を「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

この期末手当支給割合の改正は、平成29年4月1日以降に適用されるものとなります。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、附則についてでございます。この改正条例の適用期日に関する規定でございます。この改正条例を公布の日から施行するとし、改正条例の第1条の改正による期末手当の支給割合を平成28年12月に適用させるものでございます。そして、第2条による期末手当の支給割合の改正を平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第65号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第65号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、本議案は吉岡町職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の改定をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明させていただきます。

先ほどと同じでありますけれども、吉岡町職員の給与改定に準じまして、特別職と同様に期末手当を0.1カ月分引き上げる改定をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

見出しにあります第1条の改正の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第6条第2項の期末手当の支給割合でございます。本年12月で0.1カ月分引き上げ、「100分の217.5」を「100分の227.5」に引き上げるものでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、新旧対照表の見出しにあります第2条による改正でございますけれども、平成29年4月1日以降の期末手当の支給割合につきまして、特別職と同様に、先ほど説明させていただきました第1条による改正の平成28年12月支給分を0.1カ月分引き上げたわけでございますけれども、それを平成29年6月、そして12月にそれぞれ0.05カ月分振り分けるための改正でございます。6月につきましては「100分の202.5」を「100分の207.5」に引き上げ、改正条例第1条で引き上げた12月の支給割合を「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

この期末手当の支給割合の改正は、平成29年4月1日以降に適用されるものとなります。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。この改正条例を公布の日から施行すること

とし、改正条例第1条の改正による期末手当の支給率を平成28年12月に適用させ、また第2条による期末手当の支給割合の改正を平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第65号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第66号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第66号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、人事院勧告に基づく給与改定に係る議案第63号から議案第65号のそれぞれ

れの条例の一部を改正する条例に関連する補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,748万8,000円とするものであります。

今回の補正で、財政調整基金の繰り入れを569万2,000円追加して、9億8,470万2,000円といたします。これにより、平成28年度11月臨時会補正後の財政調整基金の残高見込み額は予算額ベースで20億1,741万8,000円となります。

詳細につきましては財務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、これにつきましては2ページから6ページまでございますが、まず3ページ下段をごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金で財政調整基金からの繰り入れを569万2,000円追加いたします。先ほど町長の説明にもありましたが、財政調整基金からの繰り入れは9億8,470万2,000円となり、財政調整基金の残高見込み額は予算額ベースで20億1,741万8,000円となります。

次に歳出でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1款議会費では48万6,000円の追加、2款総務費では219万4,000円の追加、3款民生費では48万4,000円の追加、4款衛生費では58万7,000円の追加、6款農林水産業費では42万8,000円の追加、7款商工費では10万円の追加、8款土木費では63万8,000円の追加、次のページに行きまして10款教育費では77万5,000円の追加、合計で569万2,000円を追加させていただくものでございます。

内容は、特別職並びに一般職等の給与の改定によるものでございます。

22ページから24ページが給与費明細書となっております。

なお、参考資料として説明資料となりますA4判で9ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第66号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第67号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第67号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,994万1,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費7万7,000円の増、第3目建設費5万3,000円の増、ともに給与改定に伴うもので、合計13万円の増額となり、歳入歳出それぞれ13万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,994万1,000円にお願いするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第67号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岸 祐次君） 日程第8、議案第68号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第68号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,108万円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明を申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費7万7,000円の増、給与改定に伴う増額補正であり、歳入歳出それぞれ7万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,108万円にお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第68号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第69号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第69号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正でございますが、収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用で24万9,000円の増額であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費で5万円の増額をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。

議案書9ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費9万4,000円の増額、第2目総係費15万5,000円の増額、合計24万9,000円の増額補正となり、水道事業費用4億1,586万9,000円となります。

続いて、議案書10ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備工事費5万円の増額補正となり、資本的支出2億4,714万円となります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第69号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

町長挨拶

議 長（岸 祐次君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 一言、閉会に当たりまして挨拶を申し上げます。

本日は、議案7件を上程させていただきましたが、全議案可決をいただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、お体をご自愛の上、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。簡単ですが閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成28年第3回吉岡町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 竹 内 憲 明

吉岡町議会議員 高 山 武 尚